

パート・アルバイト労組員全員配布 2022 年秋闘分会討議資料

分会での討議が大切です 分会開催期限 9/29(木)

- ◆ 分会はパート(専門職パート・一般アルバイト・シニアアルバイト・ナイトマネジャー含む)とLパートに分かれて話し合いましょう
- ◆ Lパートがひとりの分会は、一般パート分会に参加しましょう
- ◆ 分会開催報告書は、一般パートとLパートそれぞれを提出してください

9/12(月)から 9/29(木)までの間に分会を開催しましょう。分会では、この「討議資料」を見ながら話し合い、「分会開催報告書」に話し合った内容・出された意見を記入して、労組本部事務所(神奈川)へメールカバンまたはFAXで送って下さい。提出期限は9月30日(金)ですが、早めの提出をお願いします。

要求は10月15日の中央執行委員会で決定し、当日、要求提出交渉で理事会に提出予定です。要求提出交渉に参加を希望される方は、この分会討議資料と一緒にお送りした申し込み用紙で参加登録をしてください。労使交渉期間は、11月26日から12月10日の予定です。また、ストライキ権確立のための全員投票は、9月28日から10月4日を予定しています。

2022 年秋闘の進め方(予定)

① 9/12~9/29 秋闘分会を開催
② 分会意見に基づき、中央執行委員会が要求作成
③ 10/15 要求提出交渉 中央執行委員会が要求確定したうえで理事会・子会社関連会社に秋闘要求を提出
④ 10/29 回答指定日 理事会回答を受けて労組回答評価・交渉方針案作成
⑤ 11/3~11/11 回答後分会を開催
⑥ 11/26~12/10 団体交渉期間 (12/10 第1回中央委員会で妥結基準を判断)

1. 職場の運営ルールは守られていますか

不払い労働はありませんか?休憩はきちんと取れていますか?指定連休(Lパート職員)は取得できましたか? 2ページの職場チェックリストを使って、職場の点検をしてみましょう。すべての項目が「○」である状態があたりまえの職場環境です。

「出退勤時の着替えは仕事ですから、勤務時間内に行わなければならない」と勤怠管理の一部変更について2017年秋闘で確認しましたが、正しく運用していますか?店舗のパート労組員からは、「出勤スキャンは4分前から可能だが、着替えはこの4分間で行わなければならないと誤解している」「着替えも稼働時間に含まれるため、管理をうるさく言われるのがイヤなので勤務時間外に着替えている」など、正しく運用できていない状況が出されますが、どんな理由であっても、サービス労働は法律違反です。

2. 安心して長く働き続けるためにどんな要求をしたいですか

ユーコープで働くうえでの労働条件や業態・業務上の課題、長引くコロナ禍における課題など、安心して長く働き続けるために、要求したいことを書いてください。

2022年秋闘 「パート職員」職場チェックリスト

雇用区分に応じて下の項目を「○できている、△だいたいできている、×できていない」でチェックします。「×」がついた項目やチェック項目以外で所属長に改善してほしいことがあれば、職場懇談会を開催して解決しましょう。

	チェック項目	評価
パート	① 労働実態にあった雇用契約になっている。	
	② 出休シフトの1ヶ月前提示は守られている(店舗のみ)。	
	③ 作業シフトの2週間前提示は守られている(店舗のみ)。	
	④ 1日の労働時間が6時間以上 8 時間未満の場合は45分、5 時間以上 6 時間未満の場合は15 分の休憩が取れている。	
共通	⑤ パート会や部門会は毎月開催され意見を言う時間がある。	
	⑥ 残業ルールは守られており、残業は申請により行っている。 *注意	
	⑦ 有給休暇・生理休暇は申し出れば基本的には取れる。	
	⑧ 労働安全衛生委員会は職場パトロール実施後に毎月行われている。 (作業所・休憩室の温度や湿度が適当・照明の状態が適切かをチェック表に基づいて行います)	
	⑨ コープ体操は毎日全員が行っている。	
	⑩ 出退勤時の着替えは勤務時間内に行っている。	
	⑪ 仕事上のケガや、通勤途上のケガなどが上司に報告されている。	
	⑫ 労働組合の掲示物の場所が周知され、活用されている。	
	⑬ 職場でのハラスメントはない。 ※具体的な事例があれば下の欄に書いてください。	
Lパート	⑭ 長時間労働は発生していない(通常月 30 時間・1 日 2.5 時間)。	
	⑮ 指定休・指定連休は取得できている。	
	⑯ 休憩時間は 45 分取れている(就労時間が8時間を超える場合は1時間の休憩)。	

評価で「×」がついた項目は、職場懇談会で所属長に伝えましょう。

☆職場でのハラスメントの具体的事例やチェック項目以外で所属長に改善してほしいことを書いてください。

*注意:残業ルール=退勤予定時刻になっても仕事は終わらないときには、その旨を上長に報告し指示を受ける。残業を命じられた場合の退勤は、「延滞」でカードスキャンする。

◆朝礼や部門会の時に労組からのお知らせを積極的に発信しましょう

就業時間内であっても業務上支障のない範囲で、「朝夕礼時に労組活動報告や簡単な事務連絡」をすることは労働協約で認められています。すでに行っている分会は今まで通りに、まだ行っていない分会は新たにチャレンジしましょう。朝夕礼に参加しない分会長さんは、他の労組員に依頼しましょう。万が一、「就業時間内に労組の発信をすることはできない」などと言われた場合は、労働組合までご連絡ください。

3. パート職員の定年年齢の見直しについて

2022 年秋闘分会では、パート職員の定年年齢の見直しに関する要求について、広く労組員の声を集め、その集約結果にもとづいて、具体的な要求を決めていきます。

2022 年春闘では個別アンケートを実施し、「シニアアルバイトの処遇改善のため、定年制度（定年年齢）をどのように見直したらよいか」について、自由記述で意見集約しました。その結果、パート職員の定年年齢の見直しに対する賛成は 1,066 人（36%）でした。そのうち、384 人が「70 歳まで延長してほしい」と回答しました。

2021 年 4 月 1 日から、改正高年齢者雇用安定法が施行され、70 歳までの就業機会を確保する措置を講ずることが各企業の努力義務とされています。ユークープの就業規則では、「シニアアルバイト職員は、業務上の必要にもとづいて雇用する」と規定されており、希望すれば必ずシニアアルバイト職員として雇用されるわけではありません。また、2022 年春闘ではシニアアルバイト職員に対する一時金制度が実現しましたが、シニアアルバイト職員になったとたん、仕事はそれまでと変わらないのに処遇が下がってしまう不満が解消したわけではなく、引き続きシニアアルバイト職員の処遇改善を求める声は多くなっています。

分会では下記の 2022 年春闘アンケート集約結果を参考にしながら、パート職員の定年年齢をどのように見直してほしいのかをみんなで話し合ひましょう。また、定年年齢を見直す場合に懸念されることや課題なども記入してください。

【2022 年春闘アンケート集約結果】

賛否	人数	おもな理由	おもな具体的要求
賛成	1066人 36%	65 歳以降も元気に働ける	70 歳に延長 384 人
		格差是正	
		安定雇用	
		年金の受給年齢の引き上げ	定年廃止 97 人
		年金が少ない	
		今の年金では生活できない	
人員不足の解消			
反対	526人 18%	今のままでいい	シニアアルバイトの処遇改善 73 人
		体力的問題	
		若い人が採用できない	
どちらでもない	130人 4%		
未記入	1263 人 42%		

憲法9条ってなに？敵基地攻撃能力って何？日本が戦場に？

(読みあわせ資料 報告書に記載する必要はありませんが、みんなで考えてみましょう)

戦争の犠牲と反省の上に生まれた憲法9条

日本はかつてアジア地域で戦争を起こしました。多くの国の人を殺し、日本人もたくさん亡くなりました。軍人だけではなく多くの民間人もです。日本は戦争に負けたことでやっと気づいたのです。「二度と戦争なんてまっぴらだ」「二度と戦争しません」「だから武器も持ちません」。それが今の憲法「戦争放棄」「軍隊の放棄」です。それを世界に約束したのが「平和憲法と呼ばれる憲法9条」です。



憲法9条を変えることは本当に必要？

自民党の改憲草案では、「憲法9条に自衛隊を明記する」となっています。憲法9条に自衛隊を明記し「自衛隊が米軍とともに戦争に参加することが合法」とすれば、「他国を武力攻撃することが可能」となってしまいます。一度戦争が始まれば、そう簡単には終われません。せっかく手に入れた平和な日々を自ら捨てる必要はあるのでしょうか。さらにいえば、世界に戦争をしないと約束したことを自ら変えれば、世界からどのように見られるか、想像してみましょう。



敵基地攻撃能力って何？国際法違反・憲法違反です

次は「敵基地攻撃能力」について考えて見ましょう。「敵基地攻撃能力」とは、「相手（敵）が攻撃する前に相手（敵）を先制攻撃すること」です。政府は検討することが当たり前のように言っていますが、そもそも先制攻撃は「国際法では違反」です。さらに言えば、日本政府がこれまで言ってきた専守防衛の考えに反するものであり、憲法9条にも違反します。



また、政府は防衛力強化をするために「防衛費を国民総生産（GDP）の2%水準にする」「5年以内に軍事費を2倍の11兆円以上にする」と言っています。日本が軍事費を増額すれば近隣諸国との緊張は高まり、終わりのない軍拡競争になってしまいます。いま日本に必要なのは軍事費増額ではなく、コロナ禍で困窮している国民を救うために社会保障費を増額することです。

戦争をすれば日本だって標的になる

では敵基地攻撃能力を持つとどうなるのでしょうか。相手（敵）を攻撃するということは自分も攻撃されることを覚悟しなければなりません。いまのウクライナを見れば、軍事施設だけが戦場になるわけではなく、多くの民間人を巻き込んでしまうことは明白です。日本は過去の戦争でほぼ全土が焦土と化した歴史を忘れず、徹底した平和的外交で問題を解決する姿勢を示すことが重要です。国民の生活を守ることが国の責任であり存在価値ですから、徹底して戦争にならないよう努力するべきです。



これからも平和に暮らすために必要なことを考えよう

いま日本は「軍事対軍事」に進むのか、それとも「憲法9条を活かした平和外交」に進むのか、その岐路に立っています。平和外交の成功例としては、タイやインドネシアをはじめとする東南アジア地域10か国が加盟するASEAN（東南アジア諸国連合）があります。「対話と協力を目指す取り組み」を進めており、ASEAN域内において30年以上戦争は起きていません。日本がどのような道を歩むのか決めるのは国民です。他人任せにせず考えてみましょう。

